

2 2 被災者支援

資料 2 2 - 1 災害時における被災者支援に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と長野県行政書士会松本支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大町市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第 2 条 この協定において、「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談・申請支援業務
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

2 要請する支援内容は、前項の第 1 号から第 6 号に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ第 4 条 2 項に定める方法により行うものとする。

（業務相談対象者）

第 3 条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた大町市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により大町市外から同市内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者又は現に支援にあたっている者で甲又は乙が必要と認めた者

（業務相談の要請）

第 4 条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第 2 条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ、SNS等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第 5 条 乙は、前条第 1 項の規定により要請を受けた場合、乙は長野県行政書士会とも協力して、可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第6条 甲は、災害時において乙に第4条1項の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び広報に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時には、実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年9月15日

甲 長野県大町市大町3887番地

大町市長

牛越 徹



乙 長野県松本市中央4丁目5番6号

長野県行政書士会松本支部

支部長

長島 茂行



資料 2 2 - 2 災害時における相談業務に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第 2 条 甲は、災害時において、乙に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。

3 乙は、第 1 項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。

（相談場所等の調整及び広報）

第 3 条 甲は、被災者相談業務を実施する場所等の調整及び広報に努めるものとする。

（被災者相談業務の実施等）

第 4 条 乙は、第 2 条第 1 項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するものとし、長野県災害支援活動士業連絡会との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

2 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、災害時応援協定等を締結している関係団体等との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

（報告）

第 5 条 乙は甲に対し、被災者相談業務の実施状況その他必要事項について書面により報告するものとする。

（費用負担）

第 6 条 被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

2 乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

（平常時からの連携）

第 7 条 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

（損害補償）

第 8 条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙に生じた損害の補

償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2023年（令和5年）3月31日までとする。ただし、期間の満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年（令和4年）11月7日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県長野市南長野妻科432番地
長野県弁護士会長 中村 威彦